

「東京都北区地域防災計画（素案）」について

1 要 旨

「東京都北区地域防災計画」（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法に基づき、北区のあらゆる自然災害に対処する総合計画であり、区では、本計画に基づき、様々な防災・減災対策に取り組んでいる。

本計画については、これまで平成25年3月の大幅な改定以降、必要に応じて時点修正を行い、平成30年3月に最終改定を行っている。今回の改定は、令和4年度から2か年をかけて改定するものであり、最終改定以降の国や東京都等の上位計画及び関連計画等との整合を図るほか、風水害時における避難行動の基本方針等を追加するなど、より実効性の高い計画へ改定するものである。

なお、区市町村の定める地域防災計画を変更する際は、都道府県との協議を踏まえる必要があるため、本計画（素案）により東京都との協議を開始する予定である。

2 改定の内容について

- ・東京都北区地域防災計画の計画（素案）、改定概要版（案） 別紙 1、2

3 経 過

令和4年	3月	防災対策特別委員会報告（改定の予定について報告） 東京都北区防災会議に計画改定を付議・決定
	10月	東京都北区防災会議に改定骨子及びスケジュール（案）を付議
令和5年	3月	東京都北区防災会議に計画改定の中間報告

4 計画改定までの予定

令和5年	9月	東京都との協議開始（約4か月）
	10月	防災対策特別委員会に計画（素案）を報告
	12月	防災対策特別委員会に計画（案）を報告 パブリックコメントの実施
令和6年	2月	防災対策特別委員会にパブリックコメントの実施結果を報告 区議会からの会派意見の聴取
	3月	東京都北区防災会議に本計画（案）を付議・決定